

伊江村観光 PR 映像制作委託業務【募集要項】

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 伊江村観光 PR 映像制作委託業務
- (2) 業務期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 2 1 日まで
- (3) 業務目的 伊江村の魅力を多角的に発信できる映像コンテンツを制作することで、県内外でのイベントをはじめ、修学旅行誘致や旅行社との商談等、様々な場面で PR することが可能となる。沖縄本島の本部半島には、美ら海水族館や来季夏にはテーマパークの開業が予定され、北部観光の入域者数が更に大きく増加することが期待される。離島である本村の認知度向上を図り、観光誘客促進に寄与することを目的とする。
- (4) 仕 様 別紙「伊江村観光 PR 映像制作委託業務企画提案仕様書」による

2. 業務に係る提案上限額

1, 6 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、企画提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。また、見積金額が上記の提案上限金額を超えてはならない。

3. 参加資格

次に掲げる要件全てを満たすものであること。

- (1) 沖縄県内に本店又は支店、営業所を有する法人であること。
- (2) 過去 5 年以内に、本業務同等の業務を国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と 3 件以上契約実績を有する者であること。
- (3) 打ち合わせ及びその他必要な時に、本村へ来島することができ、誠意をもって事務調整等を行うことができること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第 2 条に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う物でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(7) 地方税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。

(8) 1 提案者につき、提案は 1 件であること。

4. スケジュール

本企画提案のスケジュールは、概ね次のとおりとする。※変更となる場合もある。

項 目	日 程
① 公表・公募開始	令和 6 年 9 月 9 日（月）から
② 質疑の受付	令和 6 年 9 月 9 日（金）から 9 月 11 日（水）まで
③ 質疑の回答	令和 6 年 9 月 12 日（木）
④ 参加表明の受付	令和 6 年 9 月 13 日（金） 午後 4 時まで
⑤ 提案資格確認の通知	令和 6 年 9 月 17 日（火）
⑥ 企画提案書の提出締め切り	令和 6 年 9 月 20 日（金）
⑦ プレゼンテーション及び審査	令和 6 年 9 月 24 日（火）～9 月 27 日（金） ※（日時は詳細が決定後、別途通知する。）
⑧ 審査（受託候補者の決定）	令和 6 年 9 月 30 日（月）
⑨ 審査結果通知・公表	令和 6 年 9 月 30 日（月）
⑩ 仕様内容の協議等	令和 6 年 10 月上旬
⑪ 契約締結	令和 6 年 10 月上旬

5. 企画提案募集の手続き

本企画提案募集に係る手続きは、次のとおりです。

(1) 公表

本業務の募集に関する情報は、以下の内容を村ホームページ及び伊江村役場前掲示板に掲載し公表します。

【通知日】 令和 6 年 9 月 9 日（月）

【配布資料】

- ① 伊江村観光 PR 映像制作委託業務企画提案募集要項
- ② 伊江村観光 PR 映像制作委託業務企画提案仕様書
- ③ 募集要項に係る提出様式等

(2) 参加表明について

本プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）に必要事項を記入・押印のうえ期日までに、次の書類を添付して提出する。

【提出期限】 令和 6 年 9 月 13 日（金）午後 4 時まで必着

【添付書類】 ①企画提案者の概要（様式第 5 号）

②業務実績調書（様式第 6 号）

③担当技術者調書（様式第 7 号）

④担当技術者の経歴及び実績等調書（様式第 8 号）

【提出方法】 持参又は郵送

【提出先】 〒905-0503 沖縄県国頭郡伊江村字川平 519-3

伊江村役場 商工観光課

（3） 提案に関する質疑の受付及び回答

提案に関して質疑がある場合は、質問書（様式第 9 号）を作成し、期日までに提出すること。提出がない場合は質疑がないものとして取扱う。

【受付期間】 令和 6 年 9 月 9 日（月）から 9 月 11 日（水）まで

【提出方法】 持参又は電子メール

表題は、「伊江村観光 PR 映像制作委託業務に関する質問」とし、
下記アドレスへ送信すること。

E-Mail アドレス：nadonado@iejima.org

【回 答】 質問に対する回答は、令和 6 年 9 月 12 日（木）までに参加事業者全てに F A X 又は電子メールにて行う。

（4） 提案資格確認の通知

参加表明者に対し、提案資格の確認の結果を提案資格確認結果通知書により通知する。

【通 知 日】 令和 6 年 9 月 17 日（火）

【通知方法】 提案資格確認結果通知書（様式第 2 号）を通知

（5） 企画提案書の提出について

【提出期限】 令和 6 年 9 月 20 日（金）午後 4 時（必着）

【提出書類】

- ① 企画提案書（別紙様式に定めた内容を踏まえ提案すること）
- ② 企画提案応募申請書（様式第 10 号）
- ③ 業務工程表（様式第 11 号）
- ④ 積算書（様式第 12 号）※別紙で見積書明細を作成すること。
- ⑤ ④の積算書は、消費税相当額（単価に既に消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いたうえで経費を計上すること。また、消費税率は 1 0 % で計上すること。）
- ⑥ ④の見積書明細には、項目別で内容及び金額の明細を記載すること。

【提出部数】 上記（5）の①から④に関する書類を各 6 部（原本 1 部、コピー 5 部）

【提出方法】 持参又は郵送（簡易書留）、宅配便による提出も可能

【提 出 先】 5.（2）『参加表明について』提出先と同じ

(6) プレゼンテーション日程及び場所

【開催日時】 令和6年9月24日(火)～9月27日(金)のうち1日予定

【開催場所】 伊江村役場 2階中会議室

※日時は詳細が決定後、別途通知する。

(7) プレゼンテーションの方法等

- ① 企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。
- ② プレゼンテーションの順番は、企画提案書が提出された順番で行う。
- ③ 審査会場への入場は3名以内とし、持ち時間は20分以内、質疑応答10分以内とする。
- ④ 提案は、パワーポイント等により実施し、主たる担当者となる予定者がプレゼンテーションを行う。(※PC、液晶TV、プロジェクター等の必要な機材は事務局と調整すること。)

(8) 審査・審査結果通知・公表

① 審査委員会の設置

伊江村役場内に本提案の審査に係る業者選定委員会を設置する。

② 評価観点

別表 「提案者を選定するための基準等」参照

③ 契約の相手方の決定

(ア) 提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、随意契約の相手方となる受注候補者を決定する。

(イ) 受注候補者と伊江村は、提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と交渉を行う。

(ウ) ②の結果、協議及び交渉が整ったときに、契約予定先として手続きに進むことができる。

(9) 審査結果の通知【令和6年9月30日(月)】

審査結果は、提案者全員に審査結果通知書(様式第4号)を通知する。

(10) 審査結果の公表【令和6年9月30日(月)】

審査結果の公表は、スケジュールに定めた日を目的に、村ホームページで公表する。

(11) 契約の手続き【予定：令和6年10月上旬】

契約予定者は、発注者が指定する期日までに見積書を提出し、その内容について精査、協議したうえで契約を締結する。

6. 参加資格の喪失

- (1) 提案書提出期限又はプレゼンテーションの開催日時に欠席又は遅れた者。
- (2) 審査委員又はプロポーザル関係者に対して、業者の確定や契約等に関わる不正な接触の事実が認められた者。

7. その他留意事項

- (1) 書類作成及びプレゼンテーションの出席に要する費用は、提案者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (2) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。ただし、伊江村情報公開及び個人情報保護に関する条例に基づき公開する場合があります。
- (3) 契約手続きに関する費用は、受託する事業者の負担とする。

【問合せ先】

〒905-0503 沖縄県国頭郡伊江村字川平 519-3
伊江村役場 商工観光課 担当：名渡山
T E L : 0980-49-2906 F A X : 0980-49-5587
メール：nadonado@iejima.org